

〈 ボートピア梅田からのお願い 〉

ボートピア梅田におきましては、皆様に安心してご利用いただくため、次の禁止事項をお守りいただきますよう、お願いいたします。

なお、お守りいただけない場合は、警察署への通報、若しくは退場していただくことがございますので、予めご了承くださいませよう、併せてお願いいたします。

〈 禁止事項 〉

1. モーターボート競走法、刑法及び軽犯罪法等、法令に反する行為

- ①偽計又は威力を用いて業務を妨害する行為
(いたずらに火災警報機、排煙釦等を押す行為を含む)
- ②他のお客様、若しくは係員等に対する暴行、脅迫、強要又は猥褻行為
- ③勝舟投票類似の行為（ノミ行為）又はその相手方となる行為
- ④20歳未満の舟券購入又は譲り受ける行為
- ⑤業として舟券購入の委託を受ける行為
- ⑥業として競走の予想又は払戻金の立替えをする行為
- ⑦他のお客様の舟券購入を妨害、強制又は干渉する行為
- ⑧施設及び器物等の損壊又は破損する行為
- ⑨法令で禁止されている物品（銃砲刀剣類・覚醒剤・麻薬等）を持ち込む行為
- ⑩他のお客様の舟券、金品、若しくは場内の備品等を窃取又は横領する行為
- ⑪偽造舟券の持ち込み又は使用する行為
- ⑫その他、法令に違反する行為

2. 秩序の維持、品位、衛生の保持に反する行為

- ①アルコール類の持ち込み、飲酒又は酩酊状態で入場する行為
- ②缶、ビン、スプレー缶、その他危険と判断される物品を持ち込む行為
- ③指定場所以外での喫煙行為（電子タバコ類含む）
- ④立入りを禁じられた場所への立入り行為
- ⑤政治的、宗教的又は営業的行為（物品販売、チラシ配布等を含む）
- ⑥舟券、マークカード、出走表及びゴミ等をまき散らす行為
- ⑦床やゴミ箱の舟券等をみだりに拾う行為
- ⑧床や階段に座り込む等、他のお客様の通行を阻害するおそれのある行為
- ⑨大声・暴言を発し又は唾・痰を吐く等、品位・衛生を汚すおそれのある行為
- ⑩暴力団員及び暴力団関係者が立入る行為
- ⑪許可なく施設内を撮影、録音する行為
- ⑫ペット類を持ち込む行為
- ⑬他のお客様に迷惑になるような携帯電話の使用
- ⑭その他、他のお客様、周辺地域に迷惑をかけるおそれのある行為または係員の指示に従わない行為